

「多重債務者相談強化キャンペーン 2010」について

平成 22 年 8 月 26 日
多重債務者対策本部長決定

1. 趣旨

深刻な社会問題である多重債務問題を抜本的に解決するため、多重債務者対策本部は、「多重債務問題改善プログラム」を決定し、多重債務者向けの相談窓口の整備等、直ちに取り組むべき網羅的な施策をとりまとめた（平成 19 年 4 月 20 日）。全国の自治体における相談窓口の整備については、本「プログラム」に基づき、平成 19 年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」（平成 19 年 12 月 10 日～16 日実施）、一昨年度及び昨年度の「多重債務者相談強化キャンペーン」（平成 20 年 9 月 1 日～12 月 31 日、平成 21 年 9 月 1 日～12 月 31 日実施）等を経て、着実に取り組みが進められている。

本年 6 月 18 日には、貸し手への規制を通じて、新たな多重債務者の発生を抑制すべく、改正貸金業法が完全施行された。一方で、改正貸金行法の完全施行に伴い、新規借入や返済が困難となる者や、ヤミ金の利用者が増加すること等が懸念されている。このため、本年度も引き続き、「多重債務者相談強化キャンペーン 2010」を実施することとし、特に、事業者向けの相談を一層強化することとする。

2. 期間

平成 22 年 9 月 1 日（水）～12 月 31 日（金）までの 4 ヶ月間

3. 主催

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）

4. 実施概要

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センターの連名で、都道府県、中小企業団体（注）に呼びかけ、キャンペーン期間中に都道府県、当該都道府県の弁護士会、司法書士会、中小企業団体（注）及び財務局が共同で消費者及び事業者向けの無料相談会を行う。その他、実施に関し必要な事項については別添のとおり定める。

注）中小企業団体とは、全国の商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会。